沖商工連第８３５号（Ｅ）

平成２７年１０月８日

市町村商工会会長　殿

沖縄県商工会連合会

会長　當山憲一公印略

平成27年度　マイナンバー制度・消費税転嫁対策講習会開催について

時下　ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、マイナンバー制度が１０月５日からの施行に伴い、標記の「マイナンバー・消費税転嫁対策講習会」を開催致します。マイナンバーは、個人、法人に付与され、消費税申告等の手続きにも必要になってきます。

マイナンバーと消費税の関係については、翌年から消費税課税選択届出をする場合、当該届出用紙にマイナンバーの記載事項が義務付けられ、その取り扱いに関して基本的な内容と運用・管理について理解を深め、自社商品・サービスの円滑な消費税転嫁を狙いとするものであります。

つきましては、会員事業所の方々はもとより、商工会職員の方々にも参加の申込をお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

日　時：平成２７年１０月２６日（月）午後２時～４時

場　所：沖縄産業支援センター　中ホール３１２

内　容：マイナンバー制度の基本知識について

　　　　　　　　　　消費税転嫁対策について

講　師：玉城智子税理士事務所　税理士　玉城智子氏

（担当：支援課　鍬本）

別添１

平成27年度　マイナンバー制度・消費税転嫁対策講習会開催について

講習会実施要領

1. 目　的

マイナンバー制度が、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、税、社会保障、災害対策の

分野で利用されます。

　税務申告や各種申請書類へのマイナンバーの記載が必要になり、事業主は従業員のマイナンバー

提示を受けて、税や社会保障の手続を行う事になります。

　新しい制度であるマイナンバー制度の基本的な内容とその取扱いや管理について理解を深め、引いては消費税の転嫁対策にも繋げていく事を目的として本事業を実施する。

1. 研修の演題

　　平成２７年度　マイナンバー制度・消費税転嫁対策講習会

　　講　師：玉城智子税理士事務所　税理士　玉城智子氏

1. 主　　催

沖縄県商工会連合会

1. 開催日時

平成２７年１０月２６日（月）午後２時～午後４時

1. 場　　所

沖縄産業支援センター　３階　中ホール　３１２

1. 定員１００名（定員に達し次第締め切ります）

別紙２で参加申込をお願いします。

1. 対象者　商工業者、商工会職員
2. 研修内容

別紙１、講習会日程表を参照

1. 持参するもの筆記用具、電卓等、

平成27年度　マイナンバー・消費税転嫁対策講習会

（講習会日程表）

開催日時：平成２７年１０月２６日（月）午後２時～午後４時

会場：沖縄産業支援センター　３階　中ホール　３１２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時　　　間 | 内 容 | 講師等 |
| 14:00～14:05 | 開講のあいさつ | 沖縄県商工会連合会  支援課長　宮城　斉 |
| 14:05～15:25 | 講義  マイナンバー制度の基礎知識について | 講師  税理士　玉城智子氏 |
| 15:25～15:30 | 休　憩 |  |
| 15:30～16:00 | 消費税転嫁対策について | 講師  税理士玉城智子氏 |
| 16：00 | 終　　　　　了 |  |

別紙２

平成27年度　マイナンバー制度・消費税転嫁対策講習会

（講習会参加申込書）

商工会名（　　　　　　　　　　　　）　　担当者氏名（　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 事業所名 | 参加者氏名 | 職種 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

申込期限　１０月２２日（木）